

令和7年度水産海洋技術センター樹木・芝等管理業務委託契約書（案）

福岡県水産海洋技術センター（以下「委託者」という。）と（以下「受託者」という。）とは、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）により、次のとおり委託契約を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第1条 委託者は、第2条に定める業務を受託者に委託し、業務委託料を受託者に支払うものとする。

（実施する委託業務）

第2条 委託者は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を受託者に委託する。
樹木・芝等管理業務

（委託期間）

第3条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、福岡県財務規則第170条各号により減免できる場合のほかこれを徴する。※契約締結する契約書には、金額または「財務規則第170条〇号により免除する」等を記載

（法令等の遵守）

第6条 本業務の実施にあたっては、仕様書のほか、仕様書記載の関係法令等に準拠しなければならない。

（秘密保持）

第7条 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、本業務で得られた資料及び成果を委託者の許可なく外部に貸与又は使用させてはならない。

（個人情報の保護）

第8条 受託者は、この契約による業務を処理するための保有個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（業務の監督）

第9条 委託者は、この契約の履行のために必要があると認められるときは、受託者の業務の実施状況等について受託者の事業所等を实地に調査し、所要の報告を求めることができる。

2 受託者は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(実地調査等)

第 10 条 委託者は、この契約の履行のため必要があると認められるときは、受託者の業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は業務の履行場所、受託者の事務所等を実地に調査することができる。

2 受託者は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(報告書の提出)

第 11 条 受託者は、業務が完了したときは、直ちに業務内容を記録した報告書（以下「報告書」という。）を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の報告書を受理したときは、遅滞なく業務の成果について確認の検査を行わなければならない。

3 受託者は、前項の検査に合格しなかったときは、委託者の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

4 第 2 項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、受託者の負担とする。

(委託料の支払)

第 12 条 受託者は、前条第 2 項の規定による履行確認を受けたときは、委託者が指定する請求書により委託料の支払いを委託者に請求するものとする。

2 委託者は、前項の請求書を受理した日から 30 日以内に、受託者に委託料を支払うものとする。

(負担区分)

第 13 条 受託者が業務上使用する電気、水道等の使用料金は委託者の負担とし、委託者が備え付ける物品は受託者に使用させるものとする。その他の材料、機械器具、工具等は、すべて受託者の負担とする。

(損害賠償)

第 14 条 受託者は、本業務の実施にあたり、委託者又は第三者に損害を与えた場合は、委託者にその状況及び内容を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。

2 前項の場合において、委託者の責に帰すべき理由によるものを除き、受託者はその生じた損害を賠償する責任を負う。

(危険負担)

第 15 条 納入前に成果物に滅失又は損害が生じた場合は、委託者の責めに帰すべき理由によるものを除き、その復旧に要する費用は受託者の負担とする。

(契約不適合責任)

第 16 条 委託者は、受託者の業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、委託者が必要と認める方法により修補又は履行の追完を請求すること

ができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 委託者は、受託者の業務が契約不適合であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 5 委託者は、納品時から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

(契約の変更)

- 第17条 受託者は、天変地変、その他やむを得ない理由により期間内に業務の履行ができない場合には、委託者の承認により、契約の変更をすることができる。
- 2 受託者は、前項の規定により、契約の変更をしようとする場合には遅滞なく委託者に申請しなければならない。
 - 3 委託者は、業務に関連する法令の改正等にともない業務内容を変更する必要があるときその他この契約締結後の事情により仕様書の内容を変更する必要があるときは、受託者と協議の上、仕様書を変更することができる。
 - 4 前項の場合において、委託料の変更額は、委託者と受託者が協議して定める。

(事情変更による委託料の変更)

- 第18条 委託者又は受託者は、前条の場合によるほか、この契約締結時において、予期することのできない特別な事情により、日本国内における賃金又は物価に著しい変動を生じ、委託料が著しく不相当となったときは、相手方に対し、委託料の変更を請求することができる。
- 2 前項の規定に基づき委託料の変更が請求された場合であって、当該請求が妥当と認められるときは、委託料の変更額は、委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に通知する。

(委託者の催告による解除権)

- 第19条 委託者は、受託者が次の各号の何れかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照

らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二 履行期限までに業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。

三 正当な理由なく、第 16 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 前項の規定により、委託者がこの契約を解除したときは、受託者は違約金として、委託者が契約を解除した日から 10 日以内に、委託料の 100 分の 10 に相当する金額を委託者に支払わなければならない。この場合において、第 5 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

3 前項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。

(委託者の催告によらない解除権)

第 20 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。

二 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。

三 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。

四 解散、合併、減資又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

五 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。

2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 前項各号に定めるもののほか、受託者の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかにないとき。

二 受託者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

四 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

六 第 23 条又は第 24 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

七 第 28 条第 1 項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。

八 第28条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

九 受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。

- 3 前二項の規定により、委託者がこの契約を解除したときは、受託者は違約金として、委託者が契約を解除した日から10日以内に、委託料の100分の10に相当する金額を委託者に支払わなければならない。この場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 前項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。

(暴力団排除)

第21条 委託者は、警察本部からの通知に基づき、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 第2項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 22 条 前三条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前三条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第 23 条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受託者に損害があるときは、委託者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受託者の催告によらない解除権)

第 24 条 受託者は、第 17 条の規定による仕様変更により委託料の年額が 3 分の 2 以上減少するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受託者に損害があるときは、委託者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 25 条 第 23 条第 1 項又は前条第 1 項に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(再委託の禁止)

第 26 条 受託者は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を得た場合は、業務の一部を再委託することができる。

(遅滞損害金)

第 27 条 受託者の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは遅滞日数に応じ、委託料の年 2.5 パーセントの割合で計算した額に相当する額を遅滞損害金として、委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第 28 条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 委託者は、受託者がこの契約に係る業務の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受託者の委託料債権の譲渡について、第 1 項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受託者は、前項の規定により、第 1 項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を委託者に提出しなければならない。

(業務従事者の規律等)

第 29 条 受託者は、業務従事者の身上、風紀、衛生、厚生、福利及び規律の維持等に関しては一切の責めを負う。

(紛争の解決)

第 30 条 この契約において紛争が生じたときは、福岡県水産海洋技術センター所在地を管轄する簡易裁判所の調停に付するものとし、相手方はその調停に出頭するものとする。

(協議)

第 31 条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議の上定めるものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、委託者と受託者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

委託者

福岡県福岡市西区今津 1 1 4 1 番地の 1
福岡県水産海洋技術センター

所 長 秋本 恒基

受託者

住所
氏名

保有個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、甲が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（管理及び実施体制）

第2 乙は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織（以下「保護管理責任者等」という。）並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないように、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

（作業場所等の特定）

第3 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所（保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室又は区域を含む。）を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

（秘密の保持）

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（持出しの禁止）

第6 乙は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、甲から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下「記録媒体」という。）を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

（複写又は複製等の禁止）

第7 乙は、この契約による事務を処理するため、甲の承諾なしに保有個人情報又は記録媒体（以下「保有個人情報等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

2 前項の規定は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。

3 乙は甲から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の誤送信、誤送付、誤交付、誤廃棄、又はウェブサイトへの誤掲載等を防止するため、複数の従事者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。

（利用及び提供の制限）

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

（廃棄等）

第9 乙は、甲から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等を行わなければならない。

（情報システムにおける安全管理措置）

第10 乙は、上記のほか、甲から提供された保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、その秘匿性等その内容に応じて、次の措置を講じなければならない。

- 一 アクセス制御のための認証機能設定、データ持出し時を含むパスワード等の定期又は随時見直し、読取り防止措置
- 二 作業場所等の入退管理やアクセス記録の保存、定期的分析を含むアクセス状況の監視、作業を行う端末の限定（台数管理、盗難防止措置を含む。）、バックアップ記録の作成ほか

三 不正アクセス防止プログラム等の導入（最新化）をはじめとするサイバーセキュリティ水準の確保

四 その他部外者、第三者による閲覧（窃取）防止のために必要な措置

（従事者への研修）

第 1 1 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

（再委託の禁止）

第 1 2 乙は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（資料等の返還等）

第 1 3 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故報告）

第 1 4 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。

3 乙は、第 1 項の事案が発生した場合であって、甲から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、甲の指示に従うこと。

（調査）

第 1 5 甲は、乙に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等を行うものとする。

（指示及び報告）

第 1 6 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めるものとする。

（取扱記録の作成）

第 1 7 乙は、甲から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状況を記録し、甲に報告するものとする。

（運搬）

第 1 8 乙は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第 1 9 甲は、乙が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

1 甲は委託者である福岡県を、乙は受託者を指す。

2 前記特記事項中第 1、第 2、第 4、第 1 1 から第 1 4 まで及び第 1 9 に掲げる事項については、必須事項である（契約書中に別に定めがある場合を除く。）が、その他委託事務の実態に即して、適宜必要事項を追加し、又は不要な項目を省略することができる。

3 「保有個人情報の秘匿性等その内容」には、特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、特定個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る性質・程度等が含まれる。